

くらしの情報

村のお知らせではできるだけこのコーナーで行います。皆さんからの情報も提供ください。できるだけ掲載します。

心豊かな生活のため 厚生労働省で策定を

賃金不払い残業は、いわゆるサービス残業のことを言いますが、残業代が支払われていないと労働基準法違反になります。

賃金不払い残業は、長時間労働や過重労働の温床ともなっています。その解消を図ることは、家族との触れ合いを含めた心豊かな生活を送る上でも大変重要です。

厚生労働省では、賃金の不払い残業がない企業にしていくための指針として、労働時間適正把握基準（平成13年4月策定）をつくりました。賃金不払い残業を許さない職場風土をつくる、マニュアルを作成するなど適正な労働時間管理のためのシステム整備、責任体制の明確化とチェック体制の整備などについて示しています。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署（二戸労働基準監督署 ☎0195-23-4131）または、岩手労働局ホームページ <http://www.iwate-roudou.go.jp> までお問い合わせください。

産業別の最低賃金が 12月から順次改正に

産業別最低賃金が、次のとおり決定しました。

改正最低賃金一覧表

件名	時間額	発効日	
岩手県最低賃金	605円	平成14年10月1日	
岩手県産業別最低賃金	鉄鋼業	*715円 (日額5,714円)	平成12年12月10日
	鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品、製造業	677円	平成15年8月17日
	電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業	660円	平成15年12月12日
	光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	662円	平成15年12月12日
	各種商品小売業	675円	平成16年4月1日
自動車小売業	679円	平成15年12月12日	

県の最低賃金は、平成14年10月1日の改正605円が15年も同額の据え置きとなっています。

最低賃金を理由に労働者の賃金を引き下げることはできません。全ての事業主は、雇用する労働者に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどの労働者にも適用されます。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室（盛岡市内丸7-25 ☎019-604-3008）まで。

国民年金からお知らせ 農作物に被害を受けた農業者の方へ

納付が困難な場合、保険の免除が

今年の冷夏による不作が天災融資法の指定を受けました。これに伴い国民年金について保険料免除の特例措置がとられることになりました。

保険料の納付が困難になった場合は、特例免除の対象となります。対象者は被害を受けた世帯の国民年金被保険者全員です。特例免除の申請は、市町村が発行する「冷害にかかる被害認定書」の写しが必要になります。

詳しい手続きについては、役場住民課（☎35-2113内線132）へお問い合わせください。

諸問題でお困りの方 無料で法律相談実施

（財）法律扶助協会では、全国一斉に「法律扶助の日」記念事業を行います。

岩手支部では登録弁護士、登録司法書士の方々による事務所解放無料相談を次のとおり行います。

▶日時…平成16年1月27日（火）

午後1時から4時まで

▶実施場所…県内の登録弁護士法律事務所・登録司法書士事務所

▶相談内容…家庭内の問題など、身近に困っていること（**秘密は守られ無料です**）

▶予約受付…平成16年1月19日（月）～1月23日（金）午前10時～午後4時まで、電話で受け付けします。

▶予約受け付け電話番号…☎019-623-5005 または ☎019-623-5172

詳しくは、**予約を受け付けたとき、ご案内いたします。**

お知らせ

新タウンページを12月に配達 古い電話帳は回収し再利用へ

東日本岩手支店では、12月に順次新しい電話帳をお届けいたします。現在お使いになっている電話帳は、新しい電話帳と取り替えますので、配達員に渡してください。

N T Tでは、地球環境保護として、紙資源の節減に取り組み、回収した古い電話帳から新しい電話帳をつくる、電話帳循環型リサイクルを行っています。配達員に渡せなかった方は後日改めて回収に伺います。下記「タウンページセンター」までご連絡ください。

詳しくは、タウンページセンター（フリーダイヤル0120-506-309）までどうぞ。

自衛隊では17歳未満 若い力募集してます

防衛庁では、自衛官を次のとおり募集します。

▶受付期間…11月4日～16年1月6日

▶応募資格…中卒（見込み含む）17歳未満の男子 ▶待遇…教育3年終了時、高校卒業資格取得、給与支給（初任給：153,100円）、夏・冬・春に連続休暇があります。

詳しくは、自衛隊久慈募集連絡所（☎0194-53-5419）または、役場住民課（☎35-2113）までお気軽にお問い合わせください。

募 集

「広報ふだい」平成16年1月号が記念すべき500号を迎えます。

500号を記念して皆さんのメッセージを、次のとおり募集します。

◆「広報ふだい」にまつわる思い出など100字以内にまとめ、村役場広報係（☎0194-35-2111内線116）までお寄せください◆締め切り…12月30日（火曜日必着）です。

12月は 「県産品愛用月間」

県内には、自然に恵まれた海や山の幸を活かしたふるさとの味、伝統の技術で磨かれた優れた民芸品などたくさんの特産品があります。日ごろお世話になったあの方に心温まる県産品を皆さんで利用しましょう。

▶問い合わせ先…県庁岩手ブランド推進課（☎019-629-5536・直通）までお気軽にどうぞ。